

【 公 告 文 】

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き(以下、「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

令和7年2月4日

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

令和7年度 北方圏誌製作業務

(2) 業務内容

年2回の北方圏誌の企画、編集、製作、発行業務。
また、発行時期は、9月及び3月とする。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)とする。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を除外されている者でないこと。

ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団または暴力団員の統制下に
ある法人でないこと。

エ 道内に本店又は事業所を有する法人であること。

オ 過去に官公庁または民間事業者と本業務に類似する業務契約を締結し、誠実に履行
した実績があること。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところに
より、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和7年2月 20日(木)午後5時

イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る)

ウ 提出場所 下記9に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 令和7年2月4日(火)から2月20日(木)まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律
第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 交付方法 直接交付(下記9の場所)、またはハイエックホームページ

(<http://www.hiecc.or.jp>)からのダウンロードによる

5 企画提案書の提出に関する事項

プロポーザルに応募する資格を有すると認められた者は、次により企画提案書を提出するものとする。

- (1)提出期限 令和7年3月13日(木)午後5時
- (2)提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る)
- (3)提出場所 下記9に同じ

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方式

あらかじめ定めた審査基準及び審査方式により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者を選定する。

8 契約手続き

最良の提案をした者から見積書を徴取し契約手続きを行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務の担当部

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館12階

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター

(HIECC/ハイエック) 情報企画部

TEL:011-221-7840 / FAX:011-221-7845

10 その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)契約書の作成の要否

要

(3)その他留意事項

ア 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。

イ 審査結果及び最良の提案をした者を公表する。

ウ 詳細は説明書による。

【公募型プロポーザル告知】

北方圏誌製作業務委託 公募型プロポーザルの実施について

令和7年2月4日

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター
(HIECC/ハイエック) 情報企画部

ハイエックでは、次の業務について公募型プロポーザルを実施いたします。

■業務名	令和7年度 北方圏誌製作業務
■目的	会員を始めとした道民に、国際理解の促進に資する情報や道民各位における国際関係の取り組み等に関する情報を提供し、北海道の国際化の推進に寄与することを目的とします。
■応募方法	公告文に規定する応募資格があり、応募を希望する方は、資格審査申請書及び必要な添付資料を提出して下さい。また、資格審査を通った方には企画提案書の提出を求めます。
■資格審査申請書	提出期限:令和7年2月20日(木)17時 ※ 様式等の詳細は、下記資料をご確認ください。
■企画提案書	提出期限:令和7年3月13日(木)17時 ※ 様式等の詳細は、下記資料をご確認ください。

● 資料

公 告 文	PDF形式
令和7年度 北方圏誌製作業務プロポーザル企画提案に係る説明書	PDF形式
別紙1 令和7年度 北方圏誌製作業務内容	PDF形式
別紙2 資格審査申請書(様式)、資格審査申請書(記載例)	Word形式
別紙3 企画提案書(様式)	Word形式
別紙4 北方圏誌製作業務プロポーザル審査要領	PDF形式
コンソーシアム協定書(案)(様式)	Word形式

● 主なスケジュール(予定)

2月 4日(火)	応募書類の交付開始
2月 20日(木)	資格審査申請書提出期限
2月 27日(木)	資格審査結果通知(企画提案書提出要請)
3月 13日(木)	企画提案書提出期限
3月 下旬	企画提案書審査結果の通知・公表
4月 月上旬	契約締結・業務開始

《お問い合わせ先》

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館12階

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター

(HIECC/ハイエック)情報企画部

TEL:011-221-7840 / FAX:011-221-7845

E-mail hiecc@hiecc.or.jp

令和7年度

北方圏誌製作業務プロポーザル

企画提案に係る説明書

公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター

情報企画部

令和7年2月

企画提案に係る説明

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター
(HIECC/ハイエック)情報企画部

1 業務名

令和7年度 北方圏誌製作業務

2 業務内容

別紙1「令和7年度 北方圏誌製作業務内容」のとおひ

3 公募型プロポーザルに参加するものに必要な資格

次の条件を満たすものとする。

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という)とする。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムのすべての構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を除外されている者でないこと。
 - ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと。
 - エ 道内に本店又は事業所を有する法人であること。

4 手続き等

業務の委託にあたり、公募型プロポーザル参加希望者(コンソーシアムの場合には構成員すべて)から事前に資格審査申請書を提出していただき、資格の有無を審査し、審査結果を申請者に通知するとともに、資格を有する申請者には企画提案書の提出を要請します。

(1) 資格審査申請書の提出

- | | |
|--------|------------------------------|
| ① 提出期限 | 令和7年2月20日(木) |
| ② 提出書類 | 別紙2「資格審査申請書」及び添付資料 |
| ③ 提出方法 | 持参又は郵送(書留郵便に限る)により1部提出して下さい。 |
| ④ 提出場所 | 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター情報企画部 |

(2) 企画提案書等の提出要請

参加資格を有する申請者に、企画提案書の提出要請書を送付します。

(3) 企画提案書等の提出

- | | |
|--------|--------------|
| ① 提出期限 | 令和7年3月13日(木) |
|--------|--------------|

- ② 提出書類 別紙3「企画提案書」
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)により4部提出して下さい。
 - ④ 提出場所 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター情報企画部
 - ⑤ その他
- (ア) 企画提案書の記載に係る質問は、電話、フックス等により令和7年3月5日(水)までに願います。
- (イ) 本誌の既発行分は、ハイエック情報企画部で閲覧することができます。
- (ウ) 企画提案書を提出しない場合には、その旨をフックス又はメールで報告願います。なお、期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなします。

- (4) プロポーザル審査会
3月下旬にプロポーザル審査会を開催し、提案内容を審査します。

- 5 企画提案の選定について
プロポーザル審査会において、別紙4「北方圏誌製作業務プロポーザル審査要領」により評価を行い、最も優れた企画提案を選定するものとします。
また、審査結果を企画提案者全員に文書等で通知いたします。

- 6 選定の基準
 - (1) 業務処理能力
本業務を実施するための体制等
 - (2) 誌面内容
特集テーマを含む企画、レイアウト、写真・イラスト、表現力等

- 7 企画提案書の取扱い
提出された企画提案書の著作権は、それぞれの企画提案者に帰属します。
なお、提出された企画提案書は返却いたしません。

- 8 業務委託について
プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対し、当該業務に係る見積書の提出を依頼します。
ただし、上記のいずれの時点においても失格要件が判明した場合は、審査会で審議の上、失格となる場合があります。
【失格要件】①提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
②その他、事業を遂行できない重大な事由が発生した場合

9 担当部(提出、問い合わせ先)

(1)名称

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター(HIECC/ハイエック)
情報企画部

(2)所在地

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館12階

(3)連絡先

TEL:011-221-7840 / FAX:011-221-7845

10 その他

企画提案書提出に要する費用は、すべて企画提案者の負担とします。

令和7年度 北方圏誌製作業務内容

- 1 発行の目的
会員を始めとした道民に、国際理解の促進に資する情報や道民各位における国際関係の取組等に関する情報を提供し、北海道の国際化の推進に寄与することを目的とする。
- 2 委託業務内容
 - (1)企画立案
 - (2)編集及び誌面の構成
 - (3)掲載記事のための取材、写真撮影、掲載原稿の作成
 - (4)編集レイアウト
 - (5)印刷及び製本
- 3 規格及び体裁
 - (1)規格 B5版 60ページ(表裏表紙含む。)
(カラー4ページ、本文モノク56ページ)以上。
うち20ページ程度はハイエックが提供する記事をもとに編集。
表紙カラー4ページ:アート135kg、
本文モノク56ページ:A3コート58kg
 - (2)用紙 表紙カラー4ページ:アート135kg、
本文モノク56ページ:A3コート58kg
 - (3)刷り オフセット印刷
 - (4)部数 年2回の発行とし、各1,100部を作成。
 - (5)デジタル 成果物のPDF形式のもの
- 4 成果品の納入時期
 - (1)上半期発行号 →「第198号(2025年9月発行予定)」
 - (2)下半期発行号 →「第199号(2026年3月発行予定)」
- 5 編集方針
 - (1)道民の国際理解の促進に資する内容とする。
 - (2)道内各地における国際関係の取組等に関する内容を掲載する。
 - (3)その他、ハイエックが掲載を求めた記事を掲載する。
- 6 広告の集稿と広告料
受託者は各号1ページ分を限度に、広告を集稿し自らの収入とすることができる。
なお、受託者が集稿する広告主については事前に審査する。
- 7 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで。
- 8 年間委託料の上限(予定)
5,888,344円(消費税及び地方消費税別)

資格審査申請書

1 申請者	所在地						
	(ふりがな) 名称						
代表者名	担当者	印					
	所属						
職・氏名	電話						
	FAX						
2 会社概要	設立年月日	年	月	資本金	千円	従業員数	人
	沿革						
道内の本店 又は事業所 の名称							
3 過去の実績	※ 過去に官公庁又は民間事業者との間で契約・履行した季刊誌制作業務に類似した業務の実績を記入して下さい。						
業務名	発注者	実施年度	事業費(千円)	業務概要			
4 申し出事項							
プロポーザルに参加するにあたり、次のとおり申し出ます。							
(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者ではありません。							
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を除外されている者ではありません。							
(3) 暴力団関係事業者等ではありません。							
(4) 道内に本店又は事業所を有する法人です。							
(5) 過去に官公庁または民間事業者と本業務に類似する業務契約を締結し、誠実に履行した実績がありません。							

【添付資料】

- 契約・履行実績を確認できる資料(契約書又は請求書等(金額は不要)の写し、成果品の表紙・奥付の写し等)

資格審査申請書

1 申請者	所在地	〒△△△-△△△△ ◆市◆区◆条◆丁目◆番◆号 (◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇)				
	(ふりがな) 名称	株式会社 ○○○○○○○○ □□□支店				
2 会社概要	代表者名	□□□支店長 ☆☆☆☆☆ 印				
	担当者	□□□支店長 ☆☆☆☆☆ 印				
	所 属	▼▼部 ▲▲▲▲グループ				
	職・氏名	▽▽▽▽▽▽				
2 会社概要	電 話	△△△-△△△△-△△△△				
	F A X	△△△-△△△△-△△△△				
2 会社概要	設立年月日	○○年○○月	資本金	■■■■■■千円	従業員数	★★人
	沿 革	昭和○○年○○月 創業 △△年△△月 札幌支店開設 ●●年●●月 資本金☆☆万円に増資 ◇◇年◇◇月 ■■■協会に加盟				
3 過去の実績	道内の本店又は事業所の名称					
	□□□支店					

3 過去の実績
※ 過去に官公庁又は民間事業者との間で契約・履行した季刊誌制作業務に類似した業務の実績を記入して下さい。

業 務 名	発 注 者	実 施 年 度	事業費(千円)	業 務 概 要
「××」ガイド	(◇◇支庁)	H〇〇年度	■■■■■	A4版 60頁 10,000部 全頁カラー
季刊「☆☆☆」	(▽▽社)	H〇〇年度	▼▼▼▼	変形B5版 25頁 5,000部 全頁カラー

4 申し出事項

プロポーザルに参加するにあたり、次のとおり申し出ます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者ではありません。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を除外されている者ではありません。
- (3) 暴力団関係事業者等ではありません。
- (4) 道内に本店又は事業所を有する法人です。
- (5) 過去に官公庁または民間事業者と本業務に類似する業務契約を締結し、誠実に履行した実績があります。

【添付資料】

- 契約・履行実績を確認できる資料(契約書又は請求書等(金額は不要)の写し、成果品の表紙・奥付の写し等)

企 画 提 案 書

1 業務処理の基本的な考え方

(企画立案、取材、編集などについての業務執行方針、情報収集環境の状況等)

--

2 業務処理計画(編集会議、ラフレイアウト、取材、原稿作成～印刷、製本、納品等)

--

3 業務処理体制(専属の業務担当者と主な業務経歴等)

職 種	氏 名	所 属	経 験 年 数	主 な 業 務 経 歴

注) ① 職種は、編集長、コピーライター、デザイナー、イラストレーター、カメラマン、印刷管

理責任者等を記載してください。

② 所属は、自社、外部発注、フリー等を記載してください。

4 印刷管理について(印刷の方法、印刷管理責任者等)

--

5 企画提案の内容

--

北方圏誌製作業務プロポーザル審査要領

令和7年2月4日

- 1 企画提案書
参加業者から提出された企画提案書は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターへの提出順に「A」から始まる記号を付す。
- 2 企画提案書の事前配付
企画提案書は、プロポーザル審査会開催前に各審査委員に配付するものとし、各審査委員は、あらかじめ企画提案書に目を通し、審査の準備を行う。
- 3 審査調書の作成
各審査委員は、次により企画提案審査調書を作成する。

- (1) 審査項目及び配点
審査項目及び審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	配点	審査のポイント
1 業務処理体制	15点	・情報収集、企画立案、編集に係る能力は十分であるか
2 業務処理計画	15点	・円滑な業務処理が可能か計画となっているか
3 企画内容	30点	① 製作意図の理解度 ・指示内容を十分理解しているか ・テーマを正しく理解しているか
		② 創造性、独創性 ・読者の興味を引き付ける工夫やアイデアがあるか
4 全体評価	10点	・企画提案全般を通じた印象はどうか ・読者に分かりやすく、親しみやすい内容であるか

- (2) 得点の記入
次の通り評価し、審査項目ごとの配点について該当する得点を記入するものとする。

<評価のポイント>	<得点>
・特に優れている	→ 配点×1.0
・優れている	→ 配点×0.9～0.6
・ふつう	→ 配点×0.5
・劣っている	→ 配点×0.4～0.1
・提案になっていない	→ 配点×0

- (3) 順位点の記入
各審査項目の合計得点をもとに順位付けを行い、次により順位点を記入するものとする。

1位/10点、2位/8点、3位/6点、4位/4点、5位/2点、6位以下/0点
※同点が出た場合は、次のとおり計算する。
<例>1位が2者同点の場合 (10+8)÷2=9点 2社に9点を配点
1位が3者同点の場合 (10+8+6)÷3=8点 3社に8点を配点

- 4 企画提案の採否の決定
各審査委員の提出した企画提案審査調書をもとに、審査会で協議の上、委託予定業者を選定するものとする。
なお、順位点の総合得点が複数者で同点となった場合は、各委員の審査項目3②「創造性、独創性」の得点の合計点の高いものを委託予定業者として選定するものとする。

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、ハイエックの発注に係る「北方圏誌製作委託業務」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「北方圏誌製作委託業務」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1)

(2)

(代表者)

第4条 本コンソーシアムの

を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担及び分担金額は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

代表者

円

構成員

円

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務の製作業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(構成員の個別責任)

第11条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第13条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完成する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第14条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第15条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第16条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第17条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者

外1社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、

その証として本正本2通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

代表者

構成員